

令和3年(2021年)9月7日(火)

新型コロナウイルス感染症に係る感染者数及び教職員のワクチン接種状況について

学校人事課・体育保健課

1, 過年度比較(私立、国立、熊本市立学校を除く)

年度		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	総計
R2	児童生徒数	39	18	35	1	93	107
	教職員数	5	7	2	0	14	
R3 (~8/31まで)	児童生徒数	190	100	149	9	448	505
	教職員数	22	17	11	7	57	

2, 令和3年度7, 8月比較(私立、国立、熊本市立学校を除く)

月		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計	総計
7月	児童生徒数	10	6	3	0	19	26
	教職員数	5	1	1	0	7	
8月	児童生徒数	144	77	117	7	345	383
	教職員数	15	14	6	3	38	

3, 学校(所在地)クラスター一覧(令和2年度~令和3年9月5日現在)(私立、国立、熊本市立学校を除く)

○令和2年度

公表日	校種(所在地)	
12月21日	小学校(八代市)	5人(児童4、教員1)

○令和3年度

公表日	校種(所在地)	
4月25日	県立高校(県北)	5人(児童5、教員0)
8月2日	小学校(荒尾市)	5人(児童0、教員5)
9月5日	中学校(大津町)	10人(追いかけて継続中)

4, 教職員のワクチン接種状況について(令和3年9月1日時点)

	全体	市町村立	県立高校	県立特支
接種済み	81.8%	84.8%	73.6%	78.1%
2回接種済み	57.8%	62.4%	45.5%	51.9%
未接種であるが予約済み	5.0%	4.4%	7.0%	5.3%
予約予定あり	7.0%	5.8%	10.1%	8.6%

《調査回収状況》

※ 市町村立学校(44/44市町村) ※熊本市立学校除く

※ 県立高等学校(47/47校)

※ 県立特別支援学校(20/20校)

新型コロナウイルス感染症に対する県教育委員会の対応について

7月26日(月)

第3.1回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
県リスクレベル4 特別警報(7月18日から24日までの1週間で、90人の新規感染者)
有明保健所管内に営業時間短縮要請(認証店除く)

7月28日(水)

第3.2回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
県リスクレベル5 厳戒警報(7月21日から27日までの1週間で、204人の新規感染者)
熊本市全域において、営業時間短縮要請(認証店除く)

○県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の徹底について
・夏季休業中、自主的な活動等が増えることから、感染対策について児童生徒等自ら留意するよう指導するとともに、保護者にも再度周知するよう徹底

7月30日(金)

第3.3回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
国「ステージ3」(7月23日から29日までの1週間で、306人の新規感染者)
県独自の「熊本蔓延防止宣言」を発出。県北、熊本市及びその周辺、八代の2市町村で対策を強化

○県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る児童生徒等及び教職員への指導の一層の徹底について
・人との距離は1mを目安に最大限の間隔を確保
・感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動は行わない
・校外における活動は中止又は延期(オープンスクールを含む)

8月5日(木)

第3.4回県新型コロナウイルス感染症対策本部会議
国「ステージ4」(7月29日から8月4日までの1週間で、616人の新規感染者。8月4日時点の病床使用率33.4%)
国が熊本県へ『まん延防止等重点措置』を適用することを決定(8月8日から8月31日まで)。県は熊本市を重点措置区域とすることを決定

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底について
・7月30日付け通知の対応期間を8月31日まで延長

8月19日(木)

国が、熊本県に適用されている『まん延防止等重点措置』を9月12日まで延長することを決定

○新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置適用の期限の延長等に伴う県立学校における新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る児童生徒及び教職員への指導の一層の徹底について
・対策期間を9月12日まで延長
・一斉に登校した際に感染者や濃厚接触者を出さないよう、最大の危機感を持って対策を行う
・臨時休業等になった場合に備えて、学びを止めないためのオンライン等による支援体制を準備
・学校におけるクラスターを発生させないため、教職員や児童生徒・保護者に対し、それぞれ学校や家庭での感染防止対策を徹底するよう働きかけ

8月24日(火)

知事・教育長共同臨時記者会見

・8月20日には過去最多の317名の新規感染者を確認
・第5波において、児童生徒を含む10代までの感染者数は直近1週間で470名と第4波のピーク時の4.2倍(速報値)
・新学期を迎え、子どもたちの間で更に感染が拡大することを非常に危惧(以上、知事コメント抜粋)

○県立学校における夏季休業明け始業時の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について
・【熊本市の県立高校】: (1)準備が整い次第、分散登校を実施 (2)必要に応じて、時間短縮や時差登校も実施
・【熊本市外の県立高校・中学校】: (1)地域や学校の感染状況に応じて、時間短縮や時差登校を実施 (2)熊本市からの通学者が多い場合や地域等の感染状況によっては、分散登校を実施
・【県立特別支援学校】: (1)万全な感染症対策を講じた上で、原則、通常登校 (2)地域の感染状況や隣接する医療機関との協議によっては、臨時休業又は分散登校を実施
・始業式等は、放送等での実施を検討
・体育大会・運動会は、半日開催や無観客開催、児童生徒等が密集する活動等を控えたプログラム設定を検討
・部活動は9月12日まで原則中止

教人第765号
教文第1219号
教高第733号
教特第269号
教体第684号

令和3年(2021年)8月24日

各県立学校長 様

教 育 長

県立学校における夏季休業明け始業時の新型コロナウイルス感染症対策の徹底
について(通知)

このことについては、令和3年(2021年)8月19日付け教高第727号 教特第258号 教体第658号 教文第1190号で通知したところですが、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、本県においても、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。また、感染力が強いといわれるデルタ株による最近の感染者数の増加に伴い、児童生徒等の感染者数についても増加が懸念されます。

一方、学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割をも担っています。

つきましては、学校や家庭においても感染拡大への危機感を共有し、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動を継続するため、先の通知による対応について、下記のとおり、一部変更いたします。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の地域におけるまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 分散登校等の実施について

(1) 熊本市域の県立高等学校

「まん延防止等重点措置」が適用されている地域として、より積極的な対応が必要であることから、令和3年(2021年)9月12日(日)まで、教室内の人数を半分程度にする分散登校を準備が整い次第速やかに実施するとともに、必要に応じて時間短縮や時差登校も可能な限り実施する。また、夏季休業明け始業開始日を遅らせるなど変更することができる。

ただし、最終学年の生徒は、進路決定に向けた大切な時期であり、学びの保障が極めて重要であることから、万全な感染症対策を講じた上で、原則、通常登校とすることができる。

(2) 熊本市以外の県立高等学校

令和3年(2021年)9月12日(日)まで、地域や学校の実情に応じて、時間短縮又は時差登校を実施する。また、夏季休業明け始業開始日を遅らせるなど変更することができる。

なお、熊本市からの通学者が多い場合や地域等の感染状況によっては、分散登校を実施すること。実施の際は、校長は教育委員会(関係課)と事前に協議すること。

(3) 県立特別支援学校

令和3年(2021年)9月12日(日)まで、万全な感染症対策を講じた上で、原則、通常登校とする。

なお、地域等の感染状況や隣接する医療機関等との協議によっては、臨時休業または分散登校等を実施できるものとする。実施の際は、校長は教育委員会(関係課)と事前に協議すること。

2 学びの保障について

分散登校を実施する学校においては、児童生徒等が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、各学校の教育課程に基づいて指導計画を見直し、特別の時間割を編成し、登校しない日の家庭学習については課題を課すことやオンライン等による学習支援を行うなど適切に対応すること。(別添の「オンライン等による学習の対応について」も参照すること。)

また、濃厚接触者や感染不安など、やむを得ず登校できない児童生徒等に対してもオンライン等による学習支援を行うこと。

3 教育活動上の留意事項について

(1) 対面で行う授業等の対応

ア 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動(『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2021.4.28 Ver. 6)』P54参照)は行わないこと。

イ 職業に関する教科の実習等については、令和2年(2020年)9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて(通知)」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。

(2) 学校行事等の対応

期間内においては、校外における活動は、原則実施をしないこと。ただし、進路等に関係する必要な活動については、事前に教育委員会(関係課)と協議することで実施することができる。

また、校内における学校行事等についても、中止または延期、縮小を含め、学校や地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。

体育大会・運動会を実施する場合は、半日開催や無観客開催、「児童生徒が密集する活動、近距離で組み合ったり、接触したりする活動」を控えたプログラム設定を検討するなど感染症対策に万全を期すこと。

始業式等については、放送等での実施を検討し、体育館等で一堂に会する式典形式での実施はしないこと。

(3) 部活動の対応

部活動は、令和3年(2021年)9月12日(日)まで、原則中止とする。

ただし、公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で行うことができる。

また、その際は、児童生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないよう配慮すること。

なお、分散登校を実施する際は、登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動することがないようにすること。

4 登校が不安な児童生徒等への対応

児童生徒等や保護者が、感染が不安で保護者から休ませたいと相談があった場合は、令和3年(2021年)7月2日付け教体第443号の出席停止の基準に基づ

き、校長が必要と認める期間を出席停止にするなどの柔軟な取扱いもできるものとする。

5 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種

新型コロナウイルスワクチンは、発症を予防する効果が高く、また、重症化を抑制することが期待されることから、県内各市町村において接種が進められていることを踏まえ、教職員に対してワクチン接種の趣旨を周知するとともに、接種を希望する職員が早期に接種できるよう配慮すること。

6 その他

今後、学校におけるクラスターを発生させないため、本通知並びに令和3年(2021年)8月19日付け教高第727号 教特第258号 教体第658号 教文第1190号の内容を遵守し、3つの対策(①家庭での対策、②学校生活での対策、③部活動での対策)の徹底を図ること。

【問合せ先】

- 県立中学校・県立高校に関すること
高校教育課 石村、米村、大塚、新生
096-333-2685
- 特別支援学校に関すること
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関すること
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関すること
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
文化課 後藤、村上
096-333-2704
- 教職員に関すること
学校人事課 横川、上村
096-333-2694

(別添)

【オンライン等による学習の対応について】

今回は緊急事態における対応であるため、各校の状況に応じて、次のとおり積極的にICTを活用した取組をお願いします。

必要に応じて訪問対応等も含めて行って参りますので、御遠慮なく御相談ください。

1 モバイルルータの貸出

○オンライン等による学習を行う際に、WiFi環境等の対応ができない家庭に対しては、必要に応じて各校に配付済のモバイルルータを児童生徒へ貸与するなどの対応をお願いします。

○なお、当課において予備の機器を管理していますので、不足する場合は御相談ください。

2 端末貸出

○既に端末が配備済の学校においては、生徒用端末の持ち帰りを検討してください（十分取扱いに留意のこと）。

○端末配備されていない学校は、当課の貸出用端末（30台）、先行実践校の予備機等（200台）、パソコン教室用のタブレット（1,300台）等を近隣学校から回収して貸与することも可能ですので、御相談ください。

○その他家庭の端末（家族のパソコン、スマートフォン等）を活用することも、御検討ください。

3 クラウドの活用

○令和3年7月6日付け事務連絡のとおりオンライン等による学習を学校・自宅等どこでも実施できるよう各教科・クラスごとに作成したGoogleClassroomを積極的に活用し、教材（問題演習や動画）の掲載や確認テスト等を通して、学習を進めることも可能です。

4 オンライン等による学習

○学校で実際に行っている授業の配信や、オンデマンド（既に撮影済みの授業動画、NHK for school等の既存コンテンツの活用）など、状況に応じて内容を選択してください。

○校内の通信ネットワークが十分でない学校においては、安定した配信を行うために、モバイルルータも併せて御活用ください。

○配信に当たっては、次のことに留意してください。

- ・動画は健康面に配慮し、長時間になり過ぎないようにする。
- ・文字は大きく、少なく表示する。
- ・確認テスト等を交え、生徒の理解度を把握する。

※オンラインでの提出のみではなく、後日、紙媒体などによる提出を行うことも可能。

【問い合わせ先】

教育政策課 教育情報化推進室 TEL096-333-2673

配信に関すること : 櫻井・葉玉

機器の貸出に関すること : 源・松本

教育センター 情報教育研修部 TEL0968-42-1167

: 武下

教義第506号
教特第269号
教体第684号
教人第765号

令和3年(2021年)8月24日

各市町村教育長様

熊本県教育長

市町村立学校における夏季休業明け始業時の新型コロナウイルス感染症対策の徹底について(通知)

このことについては、令和3年(2021年)8月19日付け教義第495号、教特第258号、教体第658号(以下「前回通知」という。)で通知したところですが、全国的に新規感染者数が急速に増加しており、本県においても、これまでに経験したことのない感染拡大の局面を迎えています。また、感染力が強いといわれるデルタ株による最近の感染者数の増加に伴い、教職員及び児童生徒等の感染者数についても増加しています。

一方、学校は、学習機会と学力を保障する役割のみならず、全人的な発達・成長を保障する役割や居場所・セーフティネットとして身体的、精神的な健康を保障するという福祉的な役割を担っています。

つきましては、前回通知の「別紙1」「別紙2」を活用して学校や家庭における感染拡大への危機感を共有し、学校や家庭での感染症対策の徹底を図りながら、児童生徒等の学びの保障や心身への影響等の観点から学校における教育活動を継続するとともに、下記の事項について、貴管下の各公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校に対して周知及び指導をお願いします。

なお、今後のまん延状況等により、対応の変更等が必要となった場合は、別途通知します。

記

1 夏季休業明け始業時の対応について

地域の感染状況や学校の実情に応じて、始業日の延期、時差登校や時間短縮等について適切に対応すること。

(時差登校の例) 小学校において、A地域は午前8時30分、B地域は午前9時30分に始業

中学校において、3年生は午前8時30分、2年生は午前9時、1年生は午前9時30分に始業

(時間短縮の例) 小学校において、45分授業を40分授業に変更し、給食後に下校

2 学びの保障について

出席停止等により、やむを得ず学校に登校できない児童生徒等が、学習に著しい遅れが生じることのないよう、登校しない日の家庭学習については、各学校の教育課程に基づいた課題を課すことやオンライン等による学習支援を行うなど適切に対応すること。

(別添の「オンライン等による学習の対応について」も参照すること。)

3 教育活動上の留意事項について

(1) 対面で行う授業等の対応

ア 各教科等において、感染症対策を講じてもなお感染のリスクが高い学習活動（『学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2021.4.28 Ver. 6）』P54参照）は行わないこと。

イ 特別支援学校における職業に関する教科の実習等については、令和2年（2020年）9月2日付け教高第658号「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて（通知）」で示されている感染症対策を再確認し、指導にあたっての参考とすること。

(2) 学校行事等の対応

校外における活動は、地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、検討を行うこと。

また、校内における学校行事等についても、中止または延期、縮小を含め、学校や地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。

特に、始業式等については、放送やオンライン等での実施を検討し、体育館等で一堂に会する場合は、人と人との距離の確保等、感染防止対策を徹底すること。

体育大会・運動会を実施する場合は、半日開催や無観客開催、児童生徒等が密集する活動、近距離で組み合ったり、接触したりする活動を控えたプログラム設定を検討するなど感染症対策に万全を期すこと。

(3) 部活動の対応

9月12日（日）まで、部活動は原則中止とすること。

ただし、公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から必要最小限の日数、時間及び人数で行うことができる。

なお、その際、児童生徒本人と保護者の意向を十分に確認して、同意を得た上で活動し、参加を強制することがないように配慮すること。

また、分散登校で登校日ではない児童生徒が、部活動のためだけに登校して活動することがないようにすること。

4 登校が不安な児童生徒等への対応

児童生徒等や保護者が、感染が不安で保護者から休ませたいと相談があった場合は、令和3年（2021年）7月2日付け教体第443号の出席停止の基準に基づき、校長が必要と認める期間を出席停止にするなどの柔軟な取扱いもできるものとする。

5 教職員の新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種

新型コロナウイルスワクチンは、発症を予防する効果が高く、また、重症化を抑制することが期待されることから、県内各市町村において接種が進められていることを踏まえ、教職員に対してワクチン接種の趣旨を周知するとともに、接種を希望する教職員が早期に接種できるよう配慮すること。

6 その他

本通知及び前回通知の内容を遵守し、3つの対策（1 家庭での対策、2 学校生活での対策、3 部活動での対策）の徹底を図ること。

【問合せ先】

- 市町村立学校に関する事
義務教育課 藤岡、松山、平野
096-333-2688
- 特別支援学校及び特別支援学級に関する事
特別支援教育課 前川、竹永
096-333-2683
- 保健、衛生面の対応に関する事
体育保健課 濱本、杉原
096-333-2712
- 部活動に関する事
体育保健課 濱本、鳴瀬
096-333-2712
義務教育課 塩村、小原
096-333-2689
- 教職員に関する事
学校人事課 平井、池田
096-333-2695

(別添)

【オンライン等による学習の対応について】

今回は緊急事態における対応であるため、各市町村立学校の状況に応じて、次のとおり積極的にICTを活用した取組をお願いします。

御不明な点がありましたら、ご遠慮なく御相談ください。

1 ハード機器の貸出

- これまで端末の持ち帰りを認めていない市町村においても、地域の感染状況等に応じて、再検討をお願いします。
- オンライン等による学習を行う際に、WiFi環境等の対応ができない家庭に対しては、必要に応じて、各市町村のモバイルルータの保有状況や、その他の支援策（公民館に集まるなど）に応じて、児童生徒への貸与等を御検討ください。

2 オンライン等による学習

- オンライン等による学習の導入に当たっては、子供の発育に応じたものにするよう御検討ください（小学校低学年への利活用など）。
 - 児童生徒への双方向の連絡や、アンケートの集計等にも有益であるため、クラウドの活用を御検討ください。
 - 学校で実際に行っている授業の配信や、オンデマンド（既に撮影済みの授業動画、NHK for school等の既存コンテンツの活用）など、状況に応じて内容を選択してください。
 - 配信に当たっては、次のことに留意してください。
 - ・動画は健康面に配慮し、長時間になり過ぎないようにする。
 - ・文字は大きく、少なく表示する。
 - ・確認テスト等を交え、児童生徒の理解度を把握する。
- ※オンラインでの提出のみではなく、後日、紙媒体などによる提出を行うことも考えられます。

【問い合わせ先】

教育政策課 教育情報化推進室 TEL096-333-2673
城井・林田・西口
教育センター 情報教育研修室 TEL0968-42-1167
藪田・中山

令和3年(2021年)9月3日

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課・特別支援教育課

*下線は8月27日からの変更点

県立学校における夏季休業明け始業時の新型コロナウイルス感染症対策に係る

分散登校等の状況について(9月3日9:00現在)

このことについて、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

- 1 熊本市域の県立高等学校について(11校)
 - ・分散登校を実施する県立高等学校は11校です。
(済々黌、熊本、第一、第二、熊本西、熊本北、東稜、湧心館、熊本商業、熊本工業、熊本農業)
 - ・時間短縮を実施する県立高等学校は7校です。
 - ・時差登校を実施する県立高等学校は7校です。
- 2 熊本市以外の県立高等学校について(39校)
 - ・分散登校を実施する県立高等学校は10校です。
(玉名、玉名工業、鹿本農業、菊池農業、翔陽、御船、宇土、松橋、小川工業、八代清流)
 - ・時間短縮を実施する県立高等学校は23校です。
 - ・時差登校を実施する県立高等学校は13校です。
- 3 県立中学校について(3校)
 - ・分散登校を実施する県立中学校は2校です。
(玉名附属、宇土)
 - ・時間短縮を実施する県立中学校は2校です。
 - ・時差登校を実施する県立中学校は1校です。
- 4 県立特別支援学校について(20校)
 - ・分散登校を実施する県立特別支援学校は3校です。
(熊本支援〔全学部〕、黒石原支援〔Ⅲ課程のみ〕、苓北支援〔全学部〕)
 - ・時間短縮を実施する県立特別支援学校は1校です。
 - ・時差登校を実施する県立特別支援学校は1校です。

※校数については現時点のものであり、今後変更になることがあります。

お問合せ先

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課

担 当 : 石村、大塚(内線 6783)

ダイヤル : 096-333-2685

ファクシミリ : 096-384-1563

熊本県教育庁県立学校教育局特別支援教育課

担 当 : 竹永、前田(内線 6781)

ダイヤル : 096-333-2683

ファクシミリ : 096-384-1563

県立学校における夏季休業明け始業時の新型コロナウイルス感染症対策に係る分散登校等の状況について

県立学校における夏休み明けの始業について、9月3日(金)時点での状況をお知らせします。
 ※9月3日9:00現在のもの。取組状況は今後の状況により、変更となることがあります。

番号	学校名	分散登校	時間短縮	時差登校	備考
熊本	1 済々巽	○		○	
	2 熊本	○			
	3 第一	○			
	4 第二	○	○		
	5 熊本西	○	○	○	
	6 熊本北	○			
	7 東稜	○	○	○	
	8 湧心館	○	○	○	
	9 熊本商	○	○	○	
	10 熊本工	○	○	○	
	11 熊本農	○	○	○	
荒玉	12 玉名	○	○	○	
	13 岱志		○		
	14 玉名工	○	○		
	15 北稜		○		
菊鹿	16 鹿本				感染防止対策を強化した上で通常通り
	17 菊池				感染防止対策を強化した上で通常通り
	18 大津			○	
	19 鹿商工		○	○	
	20 鹿本農	○	○	○	
	21 菊池農	○	○	○	
	22 翔陽	○		○	
阿蘇	23 阿蘇中央		○		
	24 小国		○		
	25 高森		○		
宇上	26 御船	○	○	○	
	27 甲佐		○		
	28 宇土	○			
	29 松橋	○	○	○	
	30 小川工	○	○	○	
	31 矢部			○	
八戸	32 八代		○		
	33 八代清流	○	○		
	34 八代東		○	○	
	35 水俣				感染防止対策を強化した上で通常通り
	36 八代工		○	○	
	37 八代農		○		
	38 八代農泉分校				感染防止対策を強化した上で通常通り
	39 芦北		○		
	40 人吉				感染防止対策を強化した上で通常通り
球磨	41 人吉五木分校				感染防止対策を強化した上で通常通り
	42 球磨中央				感染防止対策を強化した上で通常通り
	43 球磨工				感染防止対策を強化した上で通常通り
	44 南稜				感染防止対策を強化した上で通常通り
	45 天草		○		
天草	46 天草倉岳校		○		
	47 牛深				感染防止対策を強化した上で通常通り
	48 上天草			○	
	49 天草工				感染防止対策を強化した上で通常通り
	50 天草拓心		○		
熊本市内	実施校数	11	7	7	
	校数	11校中			
	全体に占める割合(%)	100.0	63.6	63.6	
市内以外	実施校数	10	23	13	
	校数	39校中			
	全体に占める割合(%)	25.6	59.0	33.3	
高校	実施校数	21	30	20	
	校数	50校中			
	全体に占める割合(%)	42.0	60.0	40.0	

番号	県立中学校	分散	時短	時差	備考
1	玉名附中	○	○	○	
2	宇土中	○			
3	八代中		○		

担当
 教育庁県立学校教育局高校教育課
 石村、大塚(6783)
 教育庁県立学校教育局特別支援教育課
 竹永、前田(6781)

県立特別支援学校
新型コロナウイルス感染症対策に係る分散登校等の状況について

No	学校名	分散	時短	時差	方法	期間	
		3 15%	1 5%	1 5%			
1	盲学校					9月1日	9月10日
2	熊本壘学校				幼稚部は、13日から始業(出席停止)	9月1日	9月10日
3	熊本はばたき高等支援学校		⊖	○	始業時刻を9:20に遅らせ、ラッシュアワーを極力避け、登校中の公共交通機関等での感染を防止する。	9月1日	9月10日
4	ひのくに高等支援学校			⊖	時差下校を実施。路線バス内等の過密を避け、感染を防止する	8月24日	9月10日 8月27日
5	鏡わかあゆ高等支援学校					8月30日	9月10日
6	熊本支援学校	○	○	⊖	分散登校を、小学部、高等部は各学級を2グループに分け、交互に登校。中学部は各学年をクラス単位で2グループに分け交互に登校さらに時短・時差下校を、小・中学部13時20分、高等部13時40分下校で実施	9月1日	9月10日
7	熊本かがやきの森支援学校					9月1日	9月10日
8	松橋西支援学校					9月1日	9月10日
9	松橋支援学校					9月1日	9月10日
10	松橋東支援学校					9月1日	9月10日
11	荒尾支援学校					8月30日	9月10日
12	かもと稲田支援学校					9月1日	9月10日
13	大津支援学校					8月27日	9月10日
14	菊池支援学校					9月1日	9月10日
15	黒石原支援学校	○			Ⅲ課程のみ分散	9月1日	9月10日
16	小国支援学校					9月1日	9月10日
17	芦北支援学校					9月1日	9月10日
18	球磨支援学校					9月1日	9月10日
19	天草支援学校					9月1日	9月10日
20	苓北支援学校	○	⊖		一人4日に1回、1回の時間は30分10:00～10:30、10:30～11:00、14:00～14:30、14:30～15:00 一人ずつオンラインで実施	8月27日	9月10日

令和3年(2021年)9月3日

各市町村教育委員会における夏季休業明け始業時の新型コロナウイルス感染症対策に係る状況について(8月31日現在)

熊本県教育庁市町村教育局義務教育課

このことについて、以下のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

※下線は、8月27日からの変更

1 時差登校(2市2町)

玉名市、荒尾市、大津町、苓北町

2 分散登校(1市)

荒尾市

3 時間短縮(5市3町)

宇土市、玉名市、荒尾市、合志市、八代市、大津町、菊陽町、益城町

【問合せ先】

熊本県教育庁市町村教育局義務教育課

担当：藤岡、平野(内線 6651)

ダイヤルイン：096-333-2688

各市町村教育委員会における夏休み明けの始業時の新型コロナウイルス感染症対策に係る対応の状況について

※8月31日現在の状況

		当初予定 始業日	①始業日の延期	②日課について(※感染症対策を強化した上で実施)			
				通常通り	時差登校	分散登校	時間短縮
1	宇土市教育委員会	8/30	なし				○
2	宇城市教育委員会	8/30	なし	○			
3	美里町教育委員会	8/26	なし	○			
4	玉名市教育委員会	8/27	なし		○		○
5	荒尾市教育委員会	9/1	なし		○	○	○
6	玉東町教育委員会	8/30	なし	○			
7	和水町教育委員会	8/27	なし	○			
8	南関町教育委員会	8/27	なし	○			
9	長洲町教育委員会	8/27	なし	○			
10	山鹿市教育委員会	8/27	なし	○			
11	菊池市教育委員会	8/25	なし	○			
12	合志市教育委員会	8/26	なし				○
13	大津町教育委員会	8/26	なし	○	○		○
14	菊陽町教育委員会	8/27	延期 8/30				○
15	阿蘇市教育委員会	8/30	なし	○			
16	南小国町教育委員会	8/26	なし	○			
17	小国町教育委員会	8/26	なし	○			
18	産山村教育委員会	8/26	なし	○			
19	高森町教育委員会	高森中央小・高森中8/25 高森東学園8/24	なし	○			
20	南阿蘇村教育委員会	8/27	なし	○			
21	西原村教育委員会	8/25	なし	○			
22	御船町教育委員会	8/30	なし	○			
23	益城町教育委員会	8/30	なし				○
24	甲佐町教育委員会	8/30	なし	○			
25	山都町教育委員会	8/30	なし	○			
26	嘉島町教育委員会	8/30	なし	○			
27	八代市教育委員会	8/25	なし	○			○
28	氷川町(組合)教育委員会	8/25	なし	○			
29	水俣市教育委員会	9/1	なし	○			
30	芦北町教育委員会	9/1(小)、8/30(中)	なし	○			
31	津奈木町教育委員会	8/25	なし	○			
32	人吉市教育委員会	8/26	なし	○			
33	錦町教育委員会	8/26	なし	○			
34	あさぎり町教育委員会	8/26	なし	○			
35	多良木町教育委員会	9/1(小)、8/27(中)	なし	○			
36	湯前町教育委員会	8/26	なし	○			
37	水上村教育委員会	8/25	なし	○			
38	相良村教育委員会	8/26	なし	○			
39	五木村教育委員会	8/27(小)、8/24(中)	なし	○			
40	山江村教育委員会	8/23	なし	○			
41	球磨村教育委員会	8/26(小)、8/25(中)	なし	○			
42	天草市教育委員会	8/30	なし	○			
43	上天草市教育委員会	9/1	なし	○			
44	苓北町教育委員会	8/25	延期8/30	○	○		

県立高校の分散登校時のICT活用について

●今回の分散登校措置においては、ICT機器の整備状況及び昨年度の休業時の経験を踏まえ、各学校においてはICTも活用して、できる限りの学びの保障を行うこととしている。

主な取組例

(1) オンラインで家庭とつなぎ学習する

- ①同時双方向型
- ②ライブ配信



③オンデマンド（クラウド活用 全学校が活用）

課題プリント(紙)とICTとのハイブリッドでの学びの継続

(例) Google Classroomを使った

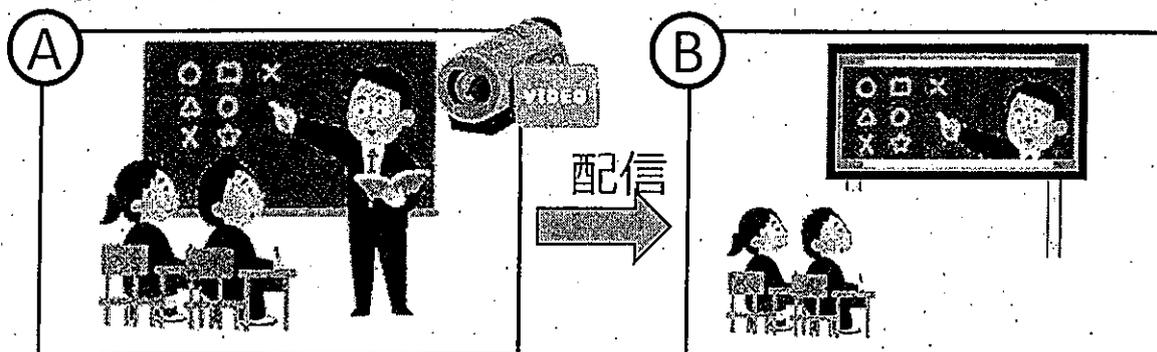
「動画配信」「課題の配布・提出」「コメント」による生徒の学びの確認



(2) 分散授業

密を防ぐ2教室を利用したサテライト授業

1クラスをA・B 2教室に分け、A教室の授業をカメラで撮影し、B教室の電子黒板に映す。



まん延防止等重点措置期間(8/8~9/12)後の県立学校等における新型コロナウイルス対応方針(案)

教育政策課、文化課、高校教育課、特別支援教育課、体育保健課、義務教育課

区分	延長される場合 9/13以降、まん延防止等重点措置が延長される場合 *下線:8月24日付け県教育長通知からの変更点	延長されない場合 9/13以降、まん延防止等重点措置が延長されない場合 *下線:7月28日付け県教育長通知からの変更点
文科マニュアルの ”地域の感染レベル”	レベル3相当	レベル2相当
分散登校等の 対応	<p><県立高校・中学></p> <p>①熊本市内</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教室内の人数を半分程度にする分散登校を実施 ・必要に応じて時間短縮や時差登校も可能な限り実施 ・夏季休業明け始業開始日を遅らせるなど変更可 ・最終学年の生徒は、学びの保障の重要性に鑑み、原則通常登校可 <p>②熊本市以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域や学校の実情に応じて、時間短縮又は時差登校を実施 ・夏季休業明け始業開始日を遅らせるなど変更可 ・熊本市からの通学者が多い場合や地域等の感染状況によって、分散登校を実施 <p><県立特別支援></p> <ul style="list-style-type: none"> ・万全な感染症対策を講じた上で、原則通常登校 ・地域等の感染状況や隣接する医療機関等との協議によっては、臨時休業、分散登校等を実施可 <p><市町村立学校></p> <p>地域の感染状況や学校の実情に応じて、始業日の延期、時差登校や時間短縮等について適切に対応すること</p>	<p><県立学校></p> <p>学校の感染状況に応じて、臨時休業、分散登校、時差登校、時間短縮等の感染防止対策を実施する。</p> <p><市町村立学校></p> <p>時間短縮、時差登校及び分散登校等の実施については、地域の感染状況や学校及び通学方法等の実情を踏まえた上で適切に判断すること</p>
授業等の対応	<p>各教科等において、感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動は行わないこと</p> <p>例:各教科等共通「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」</p> <p>理科(近距離での実験や観察)</p> <p>音楽(近距離での合唱)</p> <p>体育(密集や組み合ったり接触する運動) 等</p>	<p>可能な限り感染症対策を行った上で、リスクの低い活動から徐々に実施する。</p> <p>各教科等において、感染症対策を講じてもおお感染のリスクが高い学習活動については、実施を慎重に検討すること。</p> <p>例:各教科等共通「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」</p> <p>音楽(近距離での合唱)</p> <p>体育(密集や組み合ったり接触する運動) 等</p>
宿泊研修・修学旅行等の 対応	<p>感染状況を踏まえ、児童生徒等の安全・安心を最優先とし、保護者の意向を踏まえて、実施の有無を再度慎重に検討すること</p>	<p>感染状況を踏まえ、児童生徒等の安全・安心を最優先とし、保護者の意向を踏まえて、実施の有無を再度慎重に検討すること</p>
学校行事等の 対応	<p><県立学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○校外における活動は、原則実施しない(進路等に関係する必要な活動を除く) ○校内における学校行事等は、中止又は延期、縮小を含め、学校や地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること ○体育大会・運動会は、半日開催や無観客開催、児童生徒が密集する活動等を控えたプログラム設定を検討すること ○始業式等は、放送等での実施を検討し、一堂に会する式典形式での実施はしないこと <p><市町村立学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○校外における活動は、地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、検討を行うこと ○校内における学校行事等は、中止または延期、縮小を含め、学校や地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること 	<p><県立学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○校外(高等学校が実施するオープンスクールを含む)における活動は中止または延期を含め、実施の可否を慎重に判断すること。 ○校内における学校行事についても、地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること。 ○特別支援学校に來校しての教育相談は延期(ただし、高等部入試に関する出願資格となっているもの及び転学や次年度の就学に係るものを除く) ○応募前職場見学及びオープンキャンパスへの参加については、万全の感染防止対策を講じるとともに、県外への参加の際は、帰宅後2週間程度の検温等の記録をとるなど、健康観察等に努めること。 <p><市町村立学校></p> <ul style="list-style-type: none"> ○校外における活動は、地域の感染状況等を踏まえ、感染症対策の確実な実施や保護者などの理解・協力を前提に、検討を行うこと ○校内における学校行事等は、中止または延期、縮小を含め、学校や地域の感染状況等も踏まえ、実施の可否を慎重に判断すること
部活動の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○原則中止 ○大会は、公式大会に限り参加可 ○公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前からの必要最小限の日数、時間及び人数で行うことができる(生徒・保護者の同意を得た上で活動)。他校との練習試合及び合宿は禁止。 ○校長は、競技の特性上、事故及びけがが防止の観点から、公式大会前に2週間以上の練習期間が必要な場合、及び大会2週間前からの練習試合(県内に限る)が必要な場合は、教育委員会(関係課)と事前に協議すること。 <p>※公式大会:原則として学校体育団体・文化団体、競技団体が主催・共催するもの。 競技団体が主催・共催する大会については、上位大会の予選大会を原則とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○活動可、練習試合等(他校との交流活動や観客を集めて行う演奏会等を含む)及び合宿は禁止 ○大会は、公式大会に限り参加可 ○公式大会に参加する部活動に限り、大会2週間前から県内での練習試合を行うことができる。